

秋田市告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
21030	檜山城南新町 2号線	檜山城南新町698番3地先		54.50	6.00
		檜山城南新町698番6地先			
41312	泉一ノ坪 26号線	泉一ノ坪240番3地先		54.50	6.00
		泉一ノ坪240番1地先			
60892	新屋沖田町 16号線	新屋沖田町136番5地先		69.20	4.40
		新屋沖田町139番1地先			
60893	浜田滝ノ元 7号線	浜田字滝ノ元117番地先		64.50	4.00 ～ 5.00
		浜田字滝ノ元109番1地先			
60894	新屋北浜町 20号線	新屋北浜町263番93地先		354.00	6.00 ～ 9.20
		新屋北浜町262番108地先			

2 縦覧期間

令和5年3月23日から同年4月11日まで。ただし、土曜日、日曜日を
除く、午前8時30分から午後5時15分まで